（特許登録令施行規則の一部改正）

第七条　特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（包括委任状） **第十三条の六**　（略） ２　特例法施行規則第六条第四項の規定は、前項の援用に準用する。	（包括委任状） **第十三条の六**　（略） ２　特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、前項の援用に準用する。この場合において、同規則第七条中「様式第七」とあるのは「様式第十八」と読み替えるものとする。

様式第十八を次のように改める。

様式第十八　削除

（商標登録令施行規則の一部改正）

第八条　商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特許登録令施行規則の準用） **第十七条**　（略） ２　（略） ３　特許登録令施行規則第十条（第二項、第五項及び第六項を除く。）、第十条の二（第四項を除く。）及び第十条の三から第十三条の六まで（申請の手続）の規定は、商標に関する登録の申請の手続に準用する。この場合において、同規則様式第十二の備考第３中「記載する。」とあるのは「記載する。国際登録に基づく商標権について質権の設定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記録された日を記載する。」と、同規則第十条の二中「これらの登録の目的が同一の場合」とあるのは「これらの登録の目的が同一の場合又は第四条の二の規定による場合」と、「特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第十二条第一項」とあるのは「商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条第一項」と、同規則第十条の四第一号ロ中「特許法条約に基づく規則20(1)に規定するモデル国際様式」とあるのは「商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式」と、同条第二号中「専用実施権」とあるのは「専用使用権又は通常使用権」と、同条第四号中「又は専用実施権」とあるのは「、専用使用権又は通常使用権」と読み替えるものとする。 ４　（略）	（特許登録令施行規則の準用） **第十七条**　（略） ２　（略） ３　特許登録令施行規則第十条（第二項、第五項及び第六項を除く。）、第十条の二（第四項を除く。）及び第十条の三から第十三条の六まで（申請の手続）の規定は、商標に関する登録の申請の手続に準用する。この場合において、同規則様式第十二の備考第３中「記載する。」とあるのは「記載する。国際登録に基づく商標権について質権の設定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記録された日を記載する。」と、同規則第十条の二中「これらの登録の目的が同一の場合」とあるのは「これらの登録の目的が同一の場合又は第四条の二の規定による場合」と、「特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第十二条第一項」とあるのは「商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第九条第一項」と、同規則第十条の四第一号ロ中「特許法条約に基づく規則20(1)に規定するモデル国際様式」とあるのは「商標法に関するシンガポール条約に基づく規則で定めるモデル国際様式」と、同条第二号中「専用実施権」とあるのは「専用使用権又は通常使用権」と、同条第四号中「又は専用実施権」とあるのは「、専用使用権又は通常使用権」と読み替えるものとする。 ４　（略）

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十一条の二　削除	（ファクシミリ装置による書類の提出） **第十一条の二**　特許庁に対し願書その他の国際出願に関する書類を提出しようとする者は、当該書類をファクシミリ装置により提出することができる。 ２　特許庁長官は、前項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りょうでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りょうでない部分又は到達しなかつた部分についてその書類の提出は行われなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。 ３　特許庁長官は、第一項の規定により提出された国際出願に関する書類について必要があると認めるときは、当該出願人に対し、相当の期間を指定してその書類の原本の提出を命ずることができる。 ４　前項の規定により、願書、明細書、請求の範囲、必要な図面又は要約書の原本の提出を命じられた者が、同項の規定により指定された期間内に当該原本を提出しなかつたときは、当該国際出願は取り下げられたものとみなす。